

重 要 事 項 説 明 書

指定通所介護サービス提供にあたり、当事業所が説明すべき重要事項は次の通りです。

1 事業者の概要

| | |
|------|-----------------------|
| 事業者名 | 有限会社 大瀬戸ビル |
| 所在地 | 広島県安芸郡熊野町出来庭二丁目18番11号 |
| 連絡先 | 082-855-6866 |
| 代表者 | 代表取締役 大瀬戸 量子 |

2 事業所の概要

| | |
|------------|-----------------|
| 事業所 | 花みずきデイサービスセンター |
| 所在地 | 安芸郡海田町浜角10番26-1 |
| 連絡先 | 082-516-5651 |
| 介護保険事業所番号 | 3473200842 |
| 提供可能サービス | 通所介護 |
| 利用定員 | 25名 |
| 管理者 | 野中 早苗 |
| 通常の事業の実施地域 | 安芸郡海田町、広島市安芸区 |

3 事業所の職員体制

| | 職 員 | 勤務内容 |
|---|--------------|----------------------|
| ① | 管理者 1名 | 事業所の従業員の管理及び業務の一元的管理 |
| ② | 看護職員 1名以上 | 緊急時における対応と必要時の看護業務 |
| ③ | 生活相談員 1名以上 | 利用者の相談に乗り、生活面をサポート |
| ④ | 介護職員 3名以上 | 全ての介護に対するお世話 |
| ⑤ | 機能訓練指導員 1名以上 | 日常生活に必要な機能の維持、減退防止 |

4 営業時間

| 営業時間 | 営業日 |
|---------------------------------------|---|
| 9時00分～17時00分 サービス提供時間 9時00分～16時15分 | 月曜日～土曜日 (8月14日～8月15日、 12月30日～1月3日を除く) |

5 施設の概要

| | |
|----------|------|
| 食堂兼機能訓練室 | 2室 |
| 浴 室 | 一般浴槽 |
| 静 養 室 | 1室 |
| 相 談 室 | 1室 |
| 送 迎 車 | 4台 |

6 運営方針

- (1) 事業所の従業員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- (2) 事業の実施に当たっては、関係市町・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

7 事業目的

- (1) 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことが出来るよう努めます。
- (2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境に応じて、利用者の選択に基づき適切な介護サービスが、多様な職種から総合的かつ効果的に提供されるよう努めます。
- (3) 通所介護計画の作成にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の同意を得るものとします。

8 サービスの概要

・共通のサービス

利用者が自立した生活を送るために、能力に応じて食事・入浴・排泄などの必要な介助を行います。

① 食 事

食事の準備・介助を行います。

② 入 浴

入浴又は清拭を行います。

③ 排 泄

ご利用者の排泄の介助を行います。

④ 送迎サービス

ご利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

・サービス利用に関わる利用者負担金

① 介護保険対象サービス（通常規模型通所介護）

※1単位 10.14 円で計算し、自己負担額は介護保険負担割合証の利用者負担の割合に応じた額となります。

| | 要介護 1 | 要介護 2 | 要介護 3 | 要介護 4 | 要介護 5 |
|-----------------|-----------------|-------|-------|-------|-------|
| 7 時間以上 8 時間未満 | 658 | 777 | 900 | 1023 | 1148 |
| 6 時間以上 7 時間未満 | 584 | 689 | 796 | 901 | 1008 |
| 5 時間以上 6 時間未満 | 570 | 673 | 777 | 880 | 984 |
| 4 時間以上 5 時間未満 | 388 | 444 | 502 | 560 | 617 |
| 3 時間以上 4 時間未満 | 370 | 423 | 479 | 533 | 588 |
| 入浴介助加算（1 回あたり） | (I) 40 (II) 55 | | | | |
| 口腔栄養スクリーニング加算 I | 20（6 月に 1 回を限度） | | | | |
| サービス提供体制強化加算（I） | 1 回につき 22 単位 | | | | |
| 介護職員処遇改善加算 I | 月の請求単位の 9.2% | | | | |

・新型コロナウイルス感染症にかかる特例加算

新型コロナウイルス感染症の影響により利用者数が前年度と比較して5%減少した場合、基本報酬の3%が翌々月に加算されます。但し、3ヶ月間までとします。

② 介護保険対象外サービス (実費負担)

| | |
|---------------|-------------|
| 食材料費 | 700 円 (昼食) |
| リハビリパンツ代・パット代 | 実 費 |
| レクリエーション特別材料費 | 実 費 (希望者のみ) |

③ その他の負担金

ア 交通費は通常の事業の実施地域以外の地域についてのみ、所定の交通費 (実費相当) が必要になります。(別途見積もりいたします)

イ 上記の利用者負担金は「法定代理受領 (現物給付)」の場合について記載しています。居宅サービス計画を作成しないなど「償還払い」となる場合には、一旦利用者が利用料 (10 割分) を支払い、その後市町に対して保険負担分 (7 割分ないし 9 割分) を請求することとなります。

9 利用の中止・変更・追加

(1) 利用者がサービスの利用の中止をする際には、ご利用日の午前 8 時 30 分までに下記の連絡先までご連絡下さい。

利用者の都合で当日サービスを中止にする場合には、食材料費相当分をキャンセル料としていただきます。

| | |
|------------|----------------|
| 全体窓口 (連絡先) | (082) 516-5651 |
|------------|----------------|

10 相談窓口 苦情対応について

◎サービスに関する相談や苦情については次の窓口にて対応いたします。

| | |
|-------------|--------------------------------------|
| 花みずきお客様相談窓口 | 電話番号 082-516-5651 ※ 時間外 082-847-2525 |
| | FAX 番号 082-516-5653 (筆の都ショートステイ) |
| | 対応時間 月～土曜日 9時～17時 |
| | 管理者 野中早苗 又は生活相談員 津川牧子 田中京子 |

担当者不在の場合でも、基本的な事項については誰でも対応できるようにするとともに、必ず担当職員に引き継ぎます。

◎提供するサービスの第三者評価は実施しておりません。

◎苦情処理体制及び手順

- (1) 直ちに担当職員が利用者に連絡を取り、苦情についての内容確認を行います。
- (2) 苦情処理について検討し、必要な場合には管理者を含めた検討会議を開催します。
- (3) 苦情処遇処理については関係機関との連携を行います。
- (4) 苦情処理は原則として遅滞なく具体的な対応を行います。
- (5) 苦情処理結果について利用者に必ず確認を行います。
- (6) 苦情処理台帳を整備し、再発防止に役立てます。

◎その他参考事項

- (1) 研修の機会を多く持ち、普段から苦情の出ないようなサービス提供に努めます。
- (2) 居宅サービス事業者賠償事故補償制度加入。

次の公的機関においても苦情の申し出等ができます。

| | |
|-------------------|--|
| 海田町福祉保健部 長寿保険課 | 所在地 〒736-8601 |
| | 安芸郡海田町上市 14-18 |
| | 電話番号 (082) 823-9609 |
| | 対応時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 (土・日・祝日を除く) |

| | |
|-------------------------|--|
| 広島市安芸区厚生部 健康長寿課介護保険係 | 所在地 〒736-8555 広島市安芸区船越南三丁目 2 番 16 号 電話番号 (082) 821-2823 対応時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 (土・日・祝日を除く) |
| 広島市高齢福祉部 介護保険課 | 所在地 〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号 電話番号 (082) 504-2173 対応時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 (土・日・祝日を除く) |
| 広島県地域福祉課 | 所在地 〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号 電話番号 (082) 513-3208 対応時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 (土・日・祝日を除く) |
| 広島県国民健康保険団体連合会 | 所在地 〒730-8503 広島市中区東白島町 19 番 49 号 国保会館 電話番号 (082) 554-0770 対応時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 (土・日・祝日を除く) |

11 事故発生時の対応

- (1) 事業所は利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町、利用者の家族及び居宅介護支援事業所に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。
- (2) 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- (3) 事業所は、前項の損害の為に、損害賠償責任保険に加入する。

12 緊急時の対応方針

サービス提供中に、利用者の様態の変化などがあった場合には速やかに対応します。

事故発生時・緊急時は、事前の打ち合わせにしたがって主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業所などに連絡いたします。

13 非常災害時の対策

事業所は、消防計画等の防災計画に基づき、年 2 回以上、避難・救出訓練を行う。